

# 令和元年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和元年 6月17日(月)  
午前10時00分～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

と き 令和元年 6 月 17 日 午前 10 時～

ところ 本庁 3 階 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議長あいさつ

4 執行部あいさつ

5 議 事

(1) 議案第 40 号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例について

(2) 議案第 49 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第 51 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 1 号）

(4) 議案第 57 号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について

(5) その他

(6) 現地調査

陳情第 1 号 「住宅団地境界線」と「山林（雑木林含む）・竹林等」の  
所有者が伐採を実施するように、「小美玉市条例制定」依  
頼に関する陳情書

6 議会案件

・議会報告会の報告内容について

・行政視察研修について

7 閉 会

出席委員（6名）

1番	村田春樹君	4番	植木弘子君
8番	長島幸男君	9番	岩本好夫君
12番	小川賢治君	16番	大和田智弘君
18番	市村文男君（委員外）		

欠席委員（なし）



付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	市長公室長	岡野英孝君
企画財政部長	立原伸樹君	総務部長	山口守君
市民生活部長 兼生活文化課長	太田勉君	危機管理管	飯塚新一君
議会事務局	我妻智光君	消防長	長島久男君
会計管理者	鈴木定男君	監査事務局長	植田みのり君
秘書政策課長	倉田賢吾君	市民協働課長	滑川和明君
企画調整課長	佐々木浩君	財政課長	植田賢一君
総務課長	坂本剛君	税務課長	藤田誠一君
収納課長	川島誠人君	管財検査課長	藤田信一君
市民課長	菊田裕子君	環境課長	真家功君
小川総合支所長	中村理佳君	玉里総合支所長	長沼光子君
防災管理課長	真家厚君	議会事務局次長	戸塚康志君
消防次長 兼小川消防署長	福田善久君	消防本部総務課長	池崎利久君
警防課長	中島賢二君	予防課長	岩田憲治君
会計課長	酒井美智子君	生活文化 課長補佐	吉田桂子君
小川文化 センター係長	谷口学君	小川文化 センター係長	酒井美奈子君

議会事務局職員出席者

書記金子紫帆

午前9時50分 開会

○副委員長（村田春樹君） おはようございます。

定刻前ではありますが、皆さまおそろいになりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長あいさつ。長島委員長、お願いします。

○委員長（長島幸男君） 改めましておはようございます。先週は2日間の一般質問ご苦労さまでした。

そして今週からは、各常任委員会が予定されています。トップを切って総務常任委員会ということでございます。こうして皆さんを拝見してみますと4月の異動がありましたので、顔ぶれも何人か変わっているということが見受けられます。よろしくお願ひしたいと思います。6月議会ということで案件は多くはありませんが、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

また、陳情案件で現地視察を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上あいさつといたします。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

続きまして、議長あいさつ。市村議長、お願いします。

○議長（市村文男君） 皆さまおはようございます。この間は橋上駅の開通式ということで、それぞれ大変ご苦労さまでございました。いま、委員長からお話ありましたように、先週は一般質問、そして今週からトップを切った総務常任委員会ということでございまして、きょうは本当に、素晴らしい天気になりまして、トップを切る日にふさわしいのかなと思います。議案4件、陳情1件ということで、それぞれ慎重な審査をお願いしてあいさつに代えさせていただきます。ご苦労さまです。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

続きまして執行部あいさつ。島田市長、お願いします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。きょうは総務常任委員会ということで、時間前に開会され誠にご苦労さまでございます。ただいま話しありますように、この議会長い会期中で進められているということでございまして大変お疲れさまでございます。中でも過日病院事業会計なども特別委員会開いていただいております。心からお礼を申し上げる次第でございます。また、橋上化も皆さんそれぞれ出席していただ

開通式が無事滞りなく終了したということでございます。こういう事業もひとつひとつ進められるということでございますが、期限内にきちっと完成することがわれわれの責務でもあるわけでもありますので、ご審議方もよろしく願いますところでございます。また、天候に恵まれていう話ございましたけども、空のえき「そ・ら・ら」で牛乳まつり盛大に開催することができました。大勢参加されて来られた皆さま方も喜び楽しみ満喫されたようでございますので、ひとつひとつそのような空港を核とした活性化、まちづくりが推進されているということでございますので、有難く思っているところでございますし、また、参加していただいた皆さん方にも感謝を申し上げるところでございます。きょうの案件でございますが4件、さらには現地ということでこのように暑い日になっておるわけであります。健康に気をつけて現地調査をしていただいておりますのでよろしく願いたいと思っております。ご苦労さまです。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、長島委員長のほうでよろしく願います。



○委員長（長島幸男君） それでは、議事に入る前に、本日は、福島議員、谷仲議員、関口議員が傍聴いたしますのでよろしく願います。

また、委員のほうで岩本委員が午前中欠席ということで連絡が入っております。

それでは、本日は4月の人事異動後初めて部課長全員がそろそろ委員会となりますので、執行部から順に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、執行部から願います。

（執行部および委員 自己紹介）

○委員長（長島幸男君） それでは、議事に入ります。本日の議題は、6月14日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

はじめての方もいますので、当委員会の議事の進め方について改めてお願いをしたいと思います。

当委員会の議事の進め方は、議案ごとに説明をお願いし、その都度質疑を行ってまいります。

質疑については、会議規則第115条で、委員は議題について自由に質疑し、および意見を述べることができることと定められております。ただし、本会議と同様に委員会においても、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと定めております。

委員の皆さまにおかれましては、質疑は、付託された議案に関連するものにとどめるようお願いいたします。

また、執行部においては、明快な答弁を願いたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることといたします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、審査区分に従って簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いすることにしたいと思います。なお、一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。



#### 議案第 40 号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） それでは、これから付託案件の審査にはいります。

議案第 40 号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○総務課長（坂本剛君） 議案第 40 号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに条例の改正の理由になりますが、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行及び国家公務員における人事院規則改正を踏まえ、本市においても国の制度決定原則に準拠することとし、時間外勤務命令の上限設定等を定めるもので、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革をすすめるものがございます。

次に、改正の内容につきましては、正規職員の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を条例の改正により、「規則で定める旨」の条項を追加し、これを受けて「小美玉市職

員の勤務時間、休暇等に関する規則」で上限の設定を定める内容になります。

つづきまして上限設定の概要でございますが、以下の4点が定められることとなります。

- ①上限時間の設定は、原則として月 45 時間かつ年 360 時間。
  - ②「他律的業務」の比重が高い部署に勤務する職員の上限時間の設定では月 100 時間かつ年 720 時間。
- ※ここの「他律的業務」とは地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高くなる業務。
- ③上限時間の特例 これは大規模災害等に対応するための業務、重要な政策に関する業務に限り、①又は②の上限時間を超えることができること。
  - ④上限時間超過の事後的な検証 これは上限時間を超えた場合、時間外勤務を命ずることが公務の運営上やむ得なかったのか事後的な検証を実施すること。でございます。最後に施行期日ですが令和元年7月1日からになります。

説明のほうは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第 49 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第 49 号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○予防課長（岩田憲治君） 議案第49号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、不正競争防止法等において工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い所要の改正を行うものであります。

また、消防法施行規則等の改正により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置免除が可能であることを明示的に規定しているにもかかわらず、他方では設置義務が生じたままであることから、設置免除が可能である旨の規定を追加したものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第 51 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 1 号）（総務常任委員会所管事項）

○委員長（長島幸男君） 続いて、議案第51号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）（総務常任委員会所管事項）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第 51 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。失礼して着座にて説明させていただきます。

なお、以降の説明者についても、着座のまま説明することをご了承願います。

6 ページをお開き下さい。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきましては、順次担当部局からご説明させていただきます。

17 款県支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金 参議院議員通常選挙費委託金で 78 万 9,000 円の補正増でございます。20 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金 財政調整基金繰入金で 5,290 万 1,000 円の補正増、ふるさと応援基金繰入金で 160 万円の補正増、生涯学習センタートイレ改修工事の財源とするための補正でございます。23 款 1 項市債 6 目合併特例債、教育施設整備事業債で 4,720 万円の補正増、小学校建設事業の補正増に伴うものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○管財検査課長（藤田信一君） 続きまして、総務常任委員会所管の歳出のうち、管財検査課所管の歳出について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費 1事業公有財産維持管理事務費につきましては、15節工事請負費412万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

今回の補正をお願いする理由でございますが、本庁舎北側敷地から、民地への法面の崩れおよび雨水の流出の発生に伴い、法面保護工事を実施するものでございます。

説明は、以上でございます。

○玉里総合支所長（長沼光子君） 続きまして、玉里総合支所所管についてご説明させていただきます。

8目支所及び出張所費、60万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、玉里総合支所管理経費 11節需要費につきまして、定期点検により不具合が発見されました、消防用設備の修繕26万7,000円と空調機エアコンの修理34万2,000円によるものでございます。以上です。

○総務課長（坂本剛君） 同じく、7ページをご覧ください。

続きまして総務課所管、歳出補正予算のご説明をさせていただきます。

諸選挙費関係でございますが、2款総務費 4項選挙費 3目諸選挙費 1事業参議院議員通常選挙経費でございますが、13節委託料 開票集計システム設定に伴う78万9,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、元号改正に伴う様式等変更設定、及び比例代表選出議員の集計様式変更の設定によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○消防本部総務課長（池崎利久君） 続きまして、消防本部所管の補正予算について、ご説明いたします。

9ページを、お開きください。一番下の欄をご覧ください。

9款 1項消防費 2目非常備消防費 5目自衛消防運営補助事業42万1,000円の補正増につきましては、寺崎区自衛消防団消防ホース乾燥塔の設置工事費補助金を、お願いするものでございます。以上でございます。

○財政課長（植田賢一君）

12ページをお開き願います

13款諸支出金 1項基金費 3目公共施設整備基金費で2億5,452万7,000円の補正増でございます。歳入のうち22款諸収入で計上される病院事業剰余金相当額を、今後予定される

小美玉市医療センター建物解体費用の財源とするために、公共施設整備基金に積立てするものでございます。以上で、歳出の説明を終わります。

○委員長（長島幸男君） 以上で、説明は終わりました。

これにより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○4番（植木弘子君） 2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、7ページただいまの玉里総合支所管理経費としまして、消防用設備修繕費が計上されていると思いますが、消防用設備ということで、その内容についてもう少し詳細にご説明いただきたいと思いますのでお願いいたします。

○玉里総合支所長（長沼光子君） ただいまの質問にお答えいたします。

玉里総合支所機械室の地下に消火用水槽がございまして、そちらの水槽に不具合が発見され、現在給水ができない状態になっております。そのほかに消火器とホースについて耐用年数が過ぎておりますので、そちらの交換になります。以上です。

○4番（植木弘子君） 分かりました。ありがとうございます。やはりいつ火災等が発生するか分からないので、速やかな修繕をしていただけるということで安心いたしました。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（長島幸男君） ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）（総務常任委員会所管事項）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま

た。



### 議案第 57 号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（長島幸男君）続いて、議案第 57 号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○予防課長（岩田憲治君） 議案第57号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことから、必要な改正を行うものでございます。

小美玉市手数料条例に係る、消防法の規定に基づく審査事務の手数料の改正を行うもので、新旧対照表を参照にご説明申し上げます。3枚目の新旧対照表 金額欄（3）をご覧ください。浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る審査事務手数料が、貯蔵最大数量1万キロリットル以上5万キロリットル未満のタンクにつきましては、158万円を159万円に、同5万キロリットル以上10万キロリットル未満のタンクにつきましては、194万円を195万円に、同10万キロリットル以上20万キロリットル未満のタンクにつきましては、226万円を227万円にそれぞれ改定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長島幸男君） 以上で、説明は終わりました。

これにより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○16番（大和田智弘君） 参考までにお尋ねしますが、ここに記載されてあるタンクは、市内に現実にあるのかお尋ねしたいと思います。

○予防課長（岩田憲治君） 管内にはこのようなタンクはございません。

○16番（大和田智弘君） 分かりました。

○委員長（長島幸男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第57号 小美玉市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

このあとは、陳情第1号の審査となりますので、担当部署以外の執行部におかれましては散会としたいと思いますが、委員の皆さんまたは執行部から何かございましたらお願いいたします。

わたしのほうからお聞きしたい件がありますので、消防本部のほうから先般の茨城新聞に女性消防員茨城県は全県よりも少ないと、平均よりも2分の1ということで、県全体1.4パーセントというような記事が載ってました。本件について現在女性消防本部の職員はいるのかどうか、ここ数年応募があったのかどうか、また、採用する考えはどうかお聞きしたいと思います。

○消防本部総務課長（池崎利久君） ただいまのご質問でございますが、現在女性消防職員はおりません。10年ぐらい前に一人女性消防職員がおりましたが、寿退職をいたしましてその後は女性職員がいない状態でございます。募集に関しましてですけれども、ここずっと女性の応募がない状態でございます。以上でございます。

○委員長（長島幸男君） 募集は男女問わずということで募集していると思うのですが、そうということで茨城県は非常に少ないという記事が載ってました。その中でもつくば市が10人ということで、女性の緊急搬送とかそういう面で女性は安心感があるというようなことが載ってましたので、あとは皆さんでご検討をお願いしたいと思います。わたしのほうは以上です。

それでは、担当部署以外の執行部の方はここで散会とさせていただきます。



**陳情第1号 「住宅団地境界線」と「山林（雑木林含む）・竹林等」の所有者が伐採を実施するように、「小美玉市条例制定」依頼に関する陳情書**

○委員長（長島幸男君） 続きまして、陳情第1号 「住宅団地境界線」と「山林（雑木林含む）・竹林等」の所有者が伐採を実施するように、「小美玉市条例制定」依頼に関する陳情書を議題といたします。

本件については、審査に先立ち、現地調査を実施しますので、正面玄関に移動をお願いいたします。

なお、陳情の審査、議会報告会の内容、視察研修についての協議は、午後1時30分再開を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

午前10時35分 散会

午後 1時27分 再開

○委員長（長島幸男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

ここで、現地調査を踏まえて委員の皆さまから陳情についてご意見をいただきたいと思います。

はじめに、環境課の真家課長から説明をいただきます。

○環境課長（真家功君） 当該事案は、民法上の「物権」に関する取り扱いとなるものと考えられます。

民法第233条第1項によりますと、隣の木が土地境界線を越えている場合、その木の枝の下に位置する土地の所有者は、木の所有者に対して枝を切除させる権利を有すると定められています。いわゆる木の所有者に切ってもらおうということでございます。

また、同条第2項によると、隣の木が土地境界線を越えている場合は、根の侵食を受けている土地の所有者が根を切り取ることができる権利を有すると定められています。いわゆる土地の侵食を受けている人が切っても良いということでございます。

以上のとおり、木の枝の切除を請求できる権利及び木の根を切り取ることができる権利は、これら木の枝や根による損害を受けている関係者のみが有するものであり、関係者でない者はこれらの権利を有しておりません。いわゆる市は権利がないということでございます。

従いまして、当該事案は民法上の手続において当事者間で解決すべき事案であり、市はこれらの権利を有していないことから、市が条例を制定することはできない。当事者間により解決すべき事案であると考えております。法律、民法で規制されているものに対し、条例では規制できないということでございます。

参考までに、県環境対策課見解を申し上げますと、まさに民事のことであり行政が入るべき案件ではないでしょうということございました。

例えば、間に市道などがある場合は、市道管理という観点から土地の所有者に対し管理を指示する場合があるが、それ以外は、まさに民民で対応すべきことであろうと以上の見解でございました。

また、近隣の茨城町の状況を紹介させていただきますと、同様の苦情はあるが、まさに民事のことである。行政が入るべき案件でないと判断していますということございました。また、土地の適正管理という観点から、所有者に対し通知してあげる場合がありますが、これが、精一杯の対応ですというようなことございました。以上の見解ということで参考までに事務局のほうから説明させていただきます。

○委員長（長島幸男君） ありがとうございます。

これからは、自由討議といたしますので、挙手によりこれを許します。

○12番（小川賢治君） いま、環境課長の説明で分かりやすく民法上行政は入れないと、民民で対応すべきとご説明を受けました。こういった事例が他市ほかの状況でもいかなるものでしょうか。ありますかねその辺は。

○環境課長（真家功君） この事例にかかわらず、通常環境課のほうにはこういった電話等の紹介がございます。先ほどもご説明したとおり、茨城町でも同様な対応をとっているということでございます。

○12番（小川賢治君） まさに民民対応ということかなと思います。分かりました。ありがとうございます。

○4番（植木弘子君） 確認させていただきますが、この問題に関しまして一度市のほうで所有者のほうに通知など出してほしいというような相談というのはあったのでしょうか。お伺いいたします。

○環境課長（真家功君） この陳情案件につきましては、所有者のほうにということとは特になかったです。この事案の内容については詳しい状況を聞いておりますが、実際に区長さんと土地の所有者間で話し合った結果、枝ではなくて所有者のほうから木の幹から切ってもいいですよというようなお話をいただいた結果、実際はお金はかかってしまいましたが区のほうで幹から切りましたという状況でございました。

○4番（植木弘子君） 分かりました。ありがとうございます。

○16番（大和田智弘君） 現場でも話たんですけど、こういう山は昔は、ちょっと山を大きく持っている人は山番という人がいて、本当に綺麗に管理したりむしろ山に立ち入れないほど管理をしていたんですね。ただ、ここ数年ずっと材木も安くなってしまったのでああいう状態は市内にはいっぱいあると思うんですね。ですからそれを条例で行う問題は非常に厳しい問題かなと思います。条例というのは住民の意思がかかわらないで強制的に住民に対して権利を制限したりあるいはまた義務を果たすということで住民の負担、労力と立場を考えるのが条例の基本だと思うので、そういう観点から考えてもわたしは条例制定というのは非常に難しいと思います。

○9番（岩本好夫君） すみませんわたし現地調査には行けなかったんですけど、審議する前に確認したいことがあります。例えば土地から枝とか竹が出ていて枝がこうなっていますので土地の所有者が分からない場合、住民から相談を受けた場合には行政のうほうで教えることはできるんですか。

○環境課長（真家功君） 土地の所有者については教えることはできませんので、市のほうで隣の土地の所有者が分からないといった場合には、市のほうで通知をするような対応をとっております。適正管理をしてくれというような通知を出しているところでございます。逆にその土地の所有者に対して役所のほうに電話してくれた方が携帯電話等を逆に教えてもいいですかというような中で、携帯電話を教えてお互いで連絡を取り合ってもらっている状況でございませぬ。

○9番（岩本好夫君） いま、個人情報の方でいろいろ厳しいだろうから。そうすると、例えば地主が対応しません全く無視される場合はどうすることもできないわけだし、今回なんかは幹からとって伐採して持っていくのもそこそこの費用がかかるはずだよね。それも全部自分たちで対応したわけでしょ。でも、民法上とか条例上つくることは難しいと思うからこれは市のほうの条例でそういった縛りかけることは難しいよね。お互いにやってもらうしかないのかな。いままでもそうだったんだから今回からとはいかないだろうからそう思います。。

○副委員長（村田春樹君） 先ほど、真家課長のほうから説明いただきまして、本当にこの陳情を上げている方の心だったりそういったものが分かるんですけども、やはり行政が入るべきではないというふうにわたくしは思います。先ほど小川委員さんのほうからお聞きになったんですけど、茨城町さんのほうではそういったタッチしないようにしていると。行政が入るべきではないということにしているという話ですけれども、全国的にもそういった事例はないのかというところでお聞きしたいと思います。

○環境課長（真家功君） まさに法律が優先されますので、民法上そういった判断をされておりますので、今回の陳情要望が条例化ですので、法律を越えることはできないという判断をしております。

○副委員長（村田春樹君） ありがとうございます。確かに法律を超えことはできないと思うので、陳情者には本当に申し訳ないかもしれないですけども、当事者間で解決というふうに思いました。

○委員長（長島幸男君） わたくしのほうも皆さんと同じような同様な考えであります。民間通しの件でありまして、条例の制定はできないということで対応したいと思います。

○議長（市村文男君） いま、個人情報保護の件で、地主の所有者はあかせないというようなお話がありましたけれども、それでは民民でお話ができないと思うのですが、その辺のところどのようにカバーしているのか。さっきは携帯を教えてもいいですかということで、了解ももらった上で進めているような話を聞きましたけれども、その辺のところがいや教えなくてくれと言ったらもう話し合いができない。役所からの通知だけでは困っている人の気持ちが伝わらない。そういうことでは、民民で解決ということも話が進まない。そういう点についてはどのように考えているのかをお願いしたいと思います。

○環境課長（真家功君） 非常に確かにそういう状況でございますが、本当に調べる気であれば土地の地番を調べまして、ご自分で法務局で所有者を調べましてというような形になりまして、市のほうから所有者は誰々ということは言うてはいけないという判断をしております。そういうことから市は所有者に対してこういうふうに困っていますということで通知を出して、確かいその人が反応してくれれば話し合いになるのですが、反応してくれない場合も確かにあります。ただこちらの市役所のほうに相談した方が自分の携帯電話を相手に教えてくださいというような場合は確かに反応がある場合が多いです。いままでの流れからいうとそういう場合が多いような形になりますので、携帯電話を教えてやりとりをやってもらえますかというような、反応を待ってもらえますかというような形をいまとっているところでございます。

○委員長（長島幸男君） あとはわたし個人なのですが、前に真家課長にお願いして畑の真ん中に雑草地があって、そうすると担当部署のほうで手紙を出して近隣の方が迷惑になっているからということで手紙を出していただいた経緯がありますよね。そのまま何の音沙汰もなければそれだけなのかな。そのあともう一回通知は出していただけるんですかね。

○環境課長（真家功君） 確かにそういう場合もありますので、繰り返し通知をするような形にしております。

○委員長（長島幸男君） 分かりました。

ほかにご意見がなければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号 「住宅団地境界線」と「山林（雑木林含む）・竹林等」の所有者が伐採を実施するように、「小美玉市条例制定」依頼に関する陳情書について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔「挙手なし」〕

○委員長（長島幸男君） 挙手なしと認め、本案は不採択すべきものと決しました。

この後は議会案件となりますので、執行部におかれましては散会といたします。

お疲れさまでした。



## 視察研修について

○委員長（長島幸男君） 続いて、議会案件について協議をお願いいたします。

まず、視察研修について、視察研修については、来月7月24日・25日に福岡県大野城市の

ワンストップサービス窓口について、および福岡県筑後市の空家バンク事業についてを研修してまいります。何かご意見があればお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） ないようですので、視察研修については終わります。



### 議会報告会について

○委員長（長島幸男君） 次に、議会報告会について、今年の議会報告会に報告した方が良いような意見があればお願いしたいと思います。

皆さんに、議会報告会資料（案）というものを配布しておりますが、現在2つの実施事業ということで、1つは「第1回全国ヨーグルトサミットinおみたま」、2つめは「ふるさと納税事業」ということで、この2つの事業について報告をしたいと思いますが、ご意見がありましたらお願いいたします。

○9番（岩本好夫君） これは口述書なの。口述書とは違うの。議会報告会の口述書なのここに書いてある文章は。委員会の口述書ということではないでしょ。

○委員長（長島幸男君） ではないです。こういう形でこの2つの事業をということになります。

それと、ほかの委員会で報告事項が2つか3つということになっているのですが、ほかの委員会で3つという場合には、あと1つ総務のほうでも何か皆さんでありましたらお願いしたいと。2つの場合にはこの2つでよろしいのかなと思うのですが、ここら辺で皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

○9番（岩本好夫君） ヨーグルトサミットのほうでは、小美玉ヨーグルトストーリーで総理大臣賞をもらったよね。これも是非入れてもらったほうがいいよね。

○委員長（長島幸男君） 口述の文章の中にね。担当部署とよく相談をしまして全国1位のお話前も出ましたよね。

○9番（岩本好夫君） あと、考え方なんだけど今日の陳情あるよね。これを例えば議会報告会で市民の皆さまにこれはこういうふうに行ってもらえないんだよということをしたほう

がいいのか、あえて言わないほうがいいのかこの辺のところを。現実的に行政が携われないことなただけ、住民の皆さんらは結構困っている人らがいっぱいいて、だけど行政としてはこういう対応しかできないんですよというようなことは住民の皆さんに議会報告会でなくてもいいんだけど、どこかでそうしてあげたほうがいいのかなとも思うのだけど、あえて言わないほうがいいというならどっちでもいいですけどわたしは、皆さんの意見を聞きたいと思います。

○委員長（長島幸男君） ただいま岩本委員からきょうの陳情の件で、これはたくさんこういう事例があるということで、わたしもちょっとお話ししましたが結構あるんですね。ですからこれを広く一般の方にも知ってもらえるということで報告したほうがいいのかどうか、この辺のご意見を聞きたいと思います。

○12番（小川賢治君） 確かに陳情で行政区長さんのほうからやってもらえないかというような要望があって、審議した結果市当局のほうは民法上対応できないと、民々で解決すべきといったこの情報は市民に対して必要かなとわたしは思いますね。さっき岩本委員が言ったように、これはあそこの住宅団地ばかりじゃなくてほかの集落でも思っていると思いますよ。わたしも1件そういう苦情を受けて木切りました。そういう事例はほかにもあると思いますので、こういうことになっていますという情報は知らせてもいいんじゃないかなと思います。以上です。

○16番（大和田智弘君） ただいま小川委員が言ったとおり、わたしも載せるべきだと思います。

○4番（植木弘子君） 所管部署の主な実施事業ということなので、1番、2番というのはこういう感じになってしまうのは仕方がないのかなとは思うのですが、あくまでも議会活動としての報告という形になると逆に陳情をどういった形で否決したのかというのご理解いただくためにも、逆にそういう問題に対して少し重点をおいて議員活動しても実際に現場を見ているし、そういったものも調べた上でこういう判断をさせてもらったし、今後も同じような案件がなった場合には行政でできることはここまでが限りがあるということで、その内容を詳細に示させていただいたほうが議会報告会の内容にあっているのではないのかなと思います。

○副委員長（村田春樹君） 今回の陳情そういったこともひとついいと思うのですが、平成30年第3回定例会のほうで、総務の案件で幡谷議員さんのほうから出した請願があると思うのですが、そちらのほうも候補にあげてもいいのかなというふうに自分は思いました。

○委員長（長島幸男君） そうすると、請願第2号というやつ。

○副委員長（村田春樹君） そうですね。地元の方が困っているような話だったので。

○委員長（長島幸男君） 平成30年第3回の分なのかな。いま各委員の皆さんにお聞きしたんですが、報告書でやるかそれとも議会広報に大きく枠をいただいてそこで今回の審議結果について記載をするというのとどちらがいいですかね。

○4番（植木弘子君） 平行してもいいんじゃないでしょうか。

○委員長（長島幸男君） 両方とも。

○9番（岩本好夫君） 太陽光の件は、太陽光つくらせることを反対という請願だったと思うのだけど、いまもう工事しているんじゃないかな。まとまって太陽光つくることになっちゃったよね。

○議長（市村文男君） 地元の話がついて、協定ができて作業とかいろんなそれがきちんと会社から農業委員会のほうへ出てどういうふうにするか、それを農業委員会が認めていま進んでいる状況です。

○16番（大和田智弘君） あの時点ではダメだよということだったからそのあと進んだみたいで。

○委員長（長島幸男君） それでは、これはいいですか。

○9番（岩本好夫君） 考えようだと思うんだよね。そのときは当時は区長さんとか紹介議員も含めてその請願にサインを示して紹介議員とつくわけだから、そのときはそうだったんだけど、現実的にはいま話しの折り合いがついて区のほうも話し合いをして円満にはなっているんだよね。請願で反対を採択したということは事実なんだけど、その後の経過が請願を採択したこととは違うんだよね。それはそれでちゃんと広報する分にはいいと思うんだけど、ただ請願を採択したとか不採択したとか、陳情の採択・不採択ではなくてわたしが言いたかったのは植木委員が言ったとおりで、こういう事案というのは各議員だいたい1回ぐらい相談受けていると思うんだよね。そのためにそれはわたしらはと議員が言えるのも、こういう民法があって自治体としてはこれ以上はできないことであって、今後もスタンスを変えることはできないんですよということは、何かの形で住民に分かってもらったほうがいいのかなという、採択・不採択のみならず陳情の内容をよく、ましては議会報告会なんだから議会としてはこういう福祉しかやれないんですよということをちゃんと説明するのも今後のためにいいのかなと思うのだけど。請願も当然採択したものなんだからそれは採択しましたというのもどこか資料に載せるでしょどのみち。議会報告会資料にはね。この陳情の場合はまた別に各3班でやる中で総務を担当する委員さんが誰かいるわけだから、その中で触れてあげたほうがいいのかなという。これは皆さんの判断で結構なんだけど。

○委員長（長島幸男君） そうしますと、この宮田地区については総務委員会だけではなくて、各委員会でも承認を得てという形になりますよね。

○9番（岩本好夫君） この報告書の資料に載ってればいいんじゃないのかなと思うんだけど、あえて説明をしなくても議会報告会でね。どのみちこの請願は採択しましたよということは報告書に載せるんだから、わたしたちが採択した件は。ただ、この陳情の件は不採択だからではなくて陳情の内容をもっと住民の皆さんに分かってもらったほうが議会報告会としてはいいんじゃないのかなということでの意見なんです。

○議長（市村文男君） 内容についての説明と、議会報告会では議会がそのものをそのことをどう調査して、どういう行動をとって、どういうふうになったというそれが議会の報告だと思えますけど。中身についてはまた別かなという気はするんですが、中身そのときにいろいろ説明しながらやれば周知はされると思うのですけど。

○9番（岩本好夫君） ただ、この委員会で報告することなだから、この委員さんが委員の中でこういった陳情はこの内容からして住民の皆さんにもっと分かってもらったほうがいいのかなと思うのか、こういう陳情があがって不採択しましたという事実だけでいいのか、その辺のところは皆さんの意見でいいですよ。

○委員長（長島幸男君） 議会報告だけでいいのか、それとも議会広報紙にも載せたほうがいいのか。

○12番（小川賢治君） 広報はいつも載せているよね請願・陳情は。

○委員長（長島幸男君） 詳しい内容。いま言った民法でこうふうになっているということで、それに基づいて不採択としたとかということで、ただこれこれこういうことで採択・不採択ではなくて理由付けも肉厚にしてそれで今回は。

○議長（市村文男君） 理由付けというより、こういう場合にはこうしたほうがいいですよってある程度案内みたいに。案内というかそういう形のほうがいいのかなと。

○16番（大和田智弘君） 採択のときにはそれほど問題はないけど、不採択になったものは、住民はどうして不採択になったのかなというのが知りたいと思うよきつとね。

○4番（植木弘子君） いま、議長と大和田委員がおっしゃったように、理由という部分が知りたいというのがあると思うので、もし広報紙のほうに載せる場合には豆知識じゃないですけども、そういうような形で例えばこういった場合には行政が残念だけどもとかそんな感じでソフトな形でお伝えするような形で、議会報告の場合は十分に現場も見そうしたけどもという形で少し内容。委員会としてこういった実際にただ簡単に否決したのではなくてこういったこ

とを踏まえ、また、しっかりと捜査したということで調べて捜査した上でこういう結論にいたったということでの報告というような形をさせていただいたほうが、あまりも1番と2番だけでは行政のやったことをただお伝えしているだけであって、そこにこの委員会がどのように絡んでいるのかというのが見えてこないと思うので、実際こういった問題もひとつひとつ議員みんなが頭寄せ合いながら判断しているというのをお示しすることができればいいのではないのかなと考えます。

○委員長（長島幸男君） ありがとうございます。それでは、いまの皆さんのお話を聞きますと、この総務常任委員会での実施の事業この2つに加えて実質今回この陳情がありました。これについてこと細かく第3項目として載せて説明をするということによろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長島幸男君） そういうことで、こちら事務局と相談しましてまとめていきたいとします。それと報告会のひとつとして管外行政視察の研修についてこれも報告事項のひとつになっていますが、皆さんに渡した資料（案）の中には来月の末に予定されている研修視察の件が載っていますが日程上難しいかなと思いますので、去年の研修視察雲南市と松江市へ視察に行ってきましたので、こちらの視察について報告したいと思っておりますのでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○9番（岩本好夫君） ただ、議会報告前に研修は行っているんだから、ある程度行って来ましたという報告はしたほうがいいんじゃないの。

○委員長（長島幸男君） それについてまたいろいろ質問があった場合、前回かなほかの報告会で細かく質問があったんですよね。そのときになかなかうまく答えられなかった件があったんですよね。全体的にはいまは各委員の方も研修報告ということで報告書提出していますが、そこら辺どうですかね。岩本委員の口頭でも今回はここへ行って来ましたというような報告でもということなんです。

○副委員長（村田春樹君） そうすると、24日、25日の視察研修と前回30年10月22日、23日の研修両方載せるということになるわけですかね。

○9番（岩本好夫君） 皆さんにお任せします。

○副委員長（村田春樹君） その場合さらに何かありそうな気もしないでもないんですけども。でも、行ったことをしっかり報告するというのが議会の議員としての義務だと思うので。

○議長（市村文男君） 多分去年行った話しはそれぞれの委員会が行って来たものを議員全員が共通認識をもっているのかということだと思うんです。議長には報告ありますけど、全員には特別文章でやっていない。それ以降はそれをやるようにしたので共通認識はもったと判断をしていると思いますが、きちんとそれ以降はそういう形で。これは議長のあいさつの中で昨年はこういう意見が出たのでその件についてはこうしますと。そういうふうに言ったほうがいいかなとは思っております。

○9番（岩本好夫君） 要するに、今年の7月に行った議会の報告を、もし8月にしなかったとすると、11月改選だから俺ら報告できるかどうか分からないし、次の会期になっちゃうんだから来年はどうやってのそのメンツで報告することができないんだから、そうすると今年の7月に行った委員会の報告を来年にできるかといったらなかなか難しいと思うのだけど、であれば24日、25日で8月5日、6日、7日だからできなくはないと思うので、ちょっと頑張ってみみんなで報告書つくってそれで委員長、副委員長にまとめてもらって抜粋して概要報告だけでもいいと思うの。もし質問があったときにはみんな資料持っているから答えられるはずだから。ましては記憶が新しいから細かな質問が出た場合は当然答えられると思うんだけど、こういう目的でここに研修に行ってこういう成果がありましたぐらいのことは報告はするべきだと思うのだけど。

○委員長（長島幸男君） そうしますと、最新の研修視察を報告するというので、昨年のものは別にしてそのひとつを、事務局のほうも印刷等大変だと思いますが、こちらまとめてまして最新のものを報告会に提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、議会報告会について意見がありましたらお願ひしたいと思います。

○4番（植木弘子君） 報告という形でしたら戻ってしまって申し訳ないんですけども、視察去年も行ってそれは報告はなしというのはこれはやはりするべき。やはり行っていることは事実ですので。

○委員長（長島幸男君） 分かりました。去年の分と今年の最新の分と2つまとめてまして報告会で報告したいと思います。



その他

○委員長（長島幸男君） 次に、その他の案件になりますがございますか。

それでは、以上で予定している案件は全部終了しました。副委員長と交代いたします。



**◎閉会の宣告**

○副委員長（村田春樹君） それでは、以上で総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後 2 時 0 9 分 閉会